



答 申 第 8 号
平成9年1月16日

秋田県知事 佐々木 喜久治 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 伊 藤 彦 造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成7年11月21日付け農政-192及び農政-193で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

1. 農政課の「平成5～6年度の食糧費に関する支出命令書（昼食代・コーヒー代等に係るもの）」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問
(諮問第14号)
2. 農政課の「平成7年度（平成7年4月1日～同年10月3日）の食糧費に関する支出命令書（昼食代・コーヒー代等に係るもの）」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問
(諮問第15号)

別紙

諮問 第14号・第15号

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」）という。）は、農政課の「平成5～6年度の食糧費に関する支出命令書（昼食代・コーヒー代等に係るもの）」及び農政課の「平成7年度（平成7年4月1日～同年10月3日）の食糧費に関する支出命令書（昼食代・コーヒー代等に係るもの）」（以下「本件公文書」という。）の、非公開とした部分のうち「債権者の住所、名称（氏名）及び印」を公開することが妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり（異議申立てに係る公文書に限定する。）公開の請求を行った。

- (1) 平成7年9月4日付け、農政課の「平成5～6年度の食糧費に関する支出命令書（昼食代・コーヒー代等に係るもの）」
- (2) 平成7年10月3日付け、農政課の「平成7年度（平成7年4月1日～同年10月3日）の食糧費に関する支出命令書（昼食代・コーヒー代等に係るもの）」

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書を本件公文書と特定し、そのうち、債権者（被振込人）の住所・名称（氏名）、振替先・口座番号及び債権者名が特定される部分については、条例第6条第1項第2号及び同条同項第4号の規定により非公開とし、その余の部分を開示する部分公開決定をし、平成7年10月3日及び同年11月1日付けで、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成7年11月2日及び同月9日、これらの処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

(別紙1) 記載のとおり。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

(別紙2) 記載のとおり。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、農政課が所掌している事務事業を遂行するに当たって、関係行政機関、関係団体、関係者等との間で各種の協議、交渉、調整等を行う際の昼食代・コーヒー代等の支出に関して作成された公文書であり、その内容は次のとおりである。

(1) 支出命令書

債権者ごとに、支出命令年月日、支出科目、支出金額、支出目的、債権者である被振込人の住所、名称(氏名)・印、振替先・口座番号及び振替年月日等が記録されており、支出目的には昼食代・コーヒー代等である旨が記録されている。

なお、これには債権者からの請求書が添付され、支出命令書と同一の債権者の住所、名称(氏名)、印及び振替先・口座番号のほか、会議等の開催理由、利用年月日、請求年月日、請求金額、請求明細としての品名、単価、数量、金額等が記録されている。

2 条例第6条第1項第2号該当性について

- (1) 本号本文は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、法人その他の団体及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、公開することにより、事業活動その他正当な利益を害することになるような情報は、公開しないことができるとしたものである。

本号に該当するとして非公開とした部分は、債権者(被振込人)の住所、名称(氏名)、印及び振替先・口座番号であり、これらは法人等の事業に関する情報であることは明らかである。異議申立人は、債権者の住所、名称(氏名)及び印の部分について異議申立てをしているので、この非公開部分を公開することにより、当該債権者の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるかどうかについて、以下(2)、(3)により検討する。

(2) 本件公文書における債権者の事業に関する情報の内容は、当該債権者の営業上の有形、無形の秘密、ノウハウ等同業者との対抗関係上特に秘匿を要する情報が記録されているものではなく、また、実施機関の利用の事実が明らかになっても債権者の顧客や利用内容など営業実態のすべてが明らかになるものではなく、本件情報が、顧客である実施機関との関係から、たとえ債権者の固有の情報に当たるとしても、純然たる内部管理情報とはいえないから、利用者である実施機関の側からこれを公開することにより、公正な競争秩序が損なわれたり、私的自治等に干渉することになるなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるとは認め難い。

また、実施機関による利用の事実が明らかになることによって、債権者の社会的評価が低下するなど社会的な地位が損なわれるとも認め難い。

なお、実施機関は、債権者に対し公開による支障がないか照会したところ債権者から公開して欲しくないとの回答があったので、その意思を尊重し、公開すべきでないとして主張している。

たしかに、公文書の公開に当たって、すべての事業に関する情報を無制限に公開した場合は、事業を営むものの権利、利益を害することもあり得ることから、秋田県公文書公開事務取扱要綱においても県以外の者に関する情報については、事前に調査することとされている。しかし、この調査は、公開の可否の決定に係る判断を特に慎重かつ公正に行うために行う手続きであって、実施機関以外の者に公開・非公開についての同意権を与えたものではなく、実施機関は、聴取された意見を参考としつつも、それに拘束されることなく、条例の規定により自主的に公開の可否を判断すべきものと解される。このことから、債権者の住所、名称（氏名）及び印を非公開とすることについては、本号本文に該当しないことは前記のとおりであり、債権者の回答をもってしても競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれるとは認め難い。

(3) 実施機関は、当該債権者を公開することについては、同時に公開請求を受け、非公開とした懇談会の債権者と同一の債権者が多数存在していること、さらには、懇談会に利用され得る債権者も多数存在していることから、請求書の様式や請求形態等から異議申立てのなされていない懇談会の債権者が間接的に識別されることにもなり、懇談会の債権者等を非公開と決定した根拠に相反することにもなると主張している。

しかし、懇談会の債権者等を非公開とすることは、前記の結論と同様、これを公開することにより、公正な競争秩序が損なわれたり、私的自治等に干渉することになるなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるとは認められないものであり、妥当とはいえない。

(4) 以上の理由から、本件公文書において本号に該当するとして非公開とした部分は、いずれも本号に該当しないと判断した。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙(3)記載のとおりである。

(別紙1)

異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書を実施機関が平成7年10月3日付け及び同年11月1日付けで行った部分公開決定において、非公開とした部分のうち「債権者の住所、名称(氏名)及び印の部分」の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例第6条第1項第2号該当性についての反論

実施機関は、債権者(被振込人)の住所、名称(氏名)及び債権者が特定される部分(以下「債権者等」という。)は、法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で、公開により、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位を損なうと認められるので、条例第6条第1項第2号の規定に該当し公開しないこととしている。

しかしながら、債権者(被振込人)、会議の会場を提供することをその業としているもので、こうした情報が明らかになることにより、「公正な競争秩序」が損なわれたり、「私的自治」に干渉されたり、「社会的評価等」が侵害されるおそれはない。

(2) 平成7年4・5月当時、同様な公文書公開請求に対し、弁当代等に係る債権者等は公開していたが、食糧費疑惑が深まった現在、これを非公開に変更するのは疑惑隠し以外の何物でもなく、極めて不純な動機に基づく非公開である。

以上

(別紙2)

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

1 条例第6条第1項第2号該当性について

- (1) 弁当代等に係る「債権者(被振込人)の住所・名称(氏名)及び印」は、法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で、公開により当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位を損なうと認められるものである。

債権者の請求書の明細には、単価、価格等事業者の営業の実態を示す部分が記載されており、それは、営業活動の基本方針にかかわるもので、事業者にとって外部に漏らしてほしくない事項である。これらの情報を明らかにすることは、同事業者間において営業内容が知られることになり、営業競争上多大な不利益を与えるおそれがある。

また、特定の事業者の年間売上高が部分的とはいえ、公開されることにより蓄積されるおそれがあり、このことは、総じて中小業者が多い業界にあって、取引上最も秘密とされるべきものであり、仮に、これらの情報が不特定多数に流れるとすれば営業上重大な事態を招きかねない。

- (2) 弁当代等の公文書の公開と同時に懇談会に係る公文書についても公開したが、懇談会に係る債権者等を非公開と決定したことには異議申立てはされていない。

公開したものの中には、弁当代等の債権者と懇談会の債権者と同一の債権者が多数存在していること、さらには、懇談会に利用され得る債権者も多数存在していることから、請求書の様式や請求形態等から異議申立てのなされていない懇談会の債権者が間接的に識別されることにもなり、懇談会の債権者等を非公開と決定した根拠に相反することにもなる。

- (3) 債権者に対し、秋田県公文書公開事務取扱要綱に基づき、第三者情報が記載されている公文書について、事前に文書等で意見を求めたところ、最近の一連の公開請求で公開された情報が、その後不特定多数に流れている現状から「これら情報が公開されることにより支障が生ずる」旨の意見書が提出されており、債権者にとっては、それぞれの営業上のノウハウ等が当然あることから、行政の公平性からしても公開すべきではないとの判断を行った。

以上

(別紙3)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成7年11月21日	諮問 (第14号・第15号)
平成7年12月18日	・実施機関(農政課)から非公開理由説明書(諮問第14号・第15号)の受理
平成8年 5月22日 (第24回審査会)	・異議申立人から意見の聴取
平成8年 7月11日 (第26回審査会)	・実施機関(農政課)から非公開理由説明の聴取
平成8年 9月 4日 (第29回審査会)	・審議
平成8年11月 6日 (第32回審査会)	・審議
平成8年11月27日 (第33回審査会)	・審議
平成8年12月13日 (第34回審査会)	・審議
平成8年12月24日 (第35回審査会)	・審議

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長	伊 藤 彦 造	弁 護 士
	西 台 満	秋田大学教育学部助教授
	平 川 信 夫	弁 護 士
会長代理	藤 川 浄 之	秋田魁新報社専務取締役
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部教授

（平成9年1月16日現在）